第 67 回 懸 賞 論 文　募 集 要 項（法律の部）

2025年 6 月

公益財団法人　みずほ学術振興財団
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 番 1 号
丸の内センタービルディング 2 階
電　話 03（5220）5764

論　　題（下記のうち 1 題を選定のこと）

○**「民法における登記・登録制度」**（民法）

近年の民法改正および関連法律の制定・改正は、登記・登録にかかわるいくつかの問題を提起している。たとえば、2018年の相続法改正によって、「相続と登記」と総称される問題のいくつかは大きな変容を被ることになった。また、2021年の所有者不明不動産に関する不動産登記法の改正によって、相続登記は 3 年内に行うべきこととされた。さらに、進行中の担保法改正においては、対抗要件具備の先後によって優劣を決定するという原則に修正が加えられようとしている。さらに視野を広げれば、動産債権譲渡登記制度、各種の動産の登録制度、成年後見等登記制度のほか、戸籍制度、遺言書保管制度などにも、当初の制度の変更が実現した（あるいは予定されている）ものがあるだろう。これらを見渡すと、登記・登録制度については、新たな議論局面が生じていると言えそうである。

個別の制度をとりあげてもよいし、横断的な問題を取り上げてもよい。また、法改正とは直接かかわらない、伝統的な解釈問題を再度議論してもよい。いずれの場合にも表面的な紹介にとどまらず、一歩踏み込んだ検討を期待している。

○**「法人の不法行為」**（民商共通）

伝統的には、民法上の不法行為責任に関して、法人自体が不法行為の主体となることは予定されていないと解されおり、法人の不法行為責任は、もっぱら使用者責任として、あるいは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第78条（改正前民法44条）や会社法350条の要件が満たされる限りで、認められると解されてきた。その後、公害などの問題の発生により、企業自体に民法709条の不法行為責任を問う必要性が高まり、裁判例にはそれを認めるものが多く現れるようになったが、救済の要否とは別に、法人自体に行為を認めることが民法の前提と整合的なのか、また、法人の故意・過失をどのように評価するのかといった根本問題にも、なお明確でないところが残っている。ところが、近時は、議論が少し下火になっているように思われ、なお根本からの再検討の余地がある。また、不法行為類型としても、事実的な不法行為だけでなく、様々な取引的不法行為、さらには、種々の業法上の義務についても、その違反の責任は、性質上、不法行為責任と解されているものもあり、広い視野での議論が必要になっていると思われる。

法人の不法行為責任が成立する範囲は会社法の重要な問題でもある。たとえば、株式会社の事業活動は様々な形で被害者を生み出すことがある。公害や開示書類の虚偽記載に基づく不法行為責任はその一例であるが、法人自体の不法行為責任を認める解釈が消費者、労働者、投資者が被った様々な被害についてどこまで妥当するのか明らかではない。このような様々な類型の被害者に対して株式会社がどのような内容の責任を負うかは、株式会社が整備すべき内部統制システムの内容に影響を与える可能性がある。この他、株式会社が企業グループとして事業活動を行っている場合に親会社が子会社の事業活動によって被害を被った者に不法行為責任を負うべきか、株式会社が被害者に不法行為責任を負うとした場合の取締役の責任（会社に対する責任と被害者に対する責任の双方を含む）との関係も問題となり得る。株式会社の事業活動において株主以外のステークホルダーの利益への配慮を求める社会からの要請が強まる中で、以上に述べた問題の重要性はより一層高まる可能性がある。なお、金融商品取引法は、開示書類に虚偽記載があった場合について不法行為法の特則を定めており、両者の関係等について論じても良い。

以上に例示したような理論的な問題を取り上げて論じてもよいし、具体的な場面を設定して、その分析を行ってもよい。ただし、いずれの場合にも従来の議論を繰り返すのではなく、一歩踏み込んだ検討を行うことを期待したい。

○**「株主とは何者か」**（商法）

株主は、剰余金配当請求権や残余財産分配請求権などの自益権と、株主総会における議決権などの共益権をもち、株式会社の実質的所有者であるといわれる。他方、議決権や株主提案権の濫用的な行使に対し、解釈論としてどのように対処するかという問題がある。ある株主権を少数株主権とするか、その場合の要件をどのように設定するか、令和元年改正による提出議案数の制限など、株主の権利をどのように設計するかについての立法論・政策論を行うことも考えられる。株主は、出資義務を履行して株主になった以上、もはや会社に対し義務を負うことはないともいわれるが、支配株主の義務や責任が問題になることもある。株主の法的地位に関する論点を通じて、株主とは何者か、考えてほしい。

株主平等原則は、株式会社法の基本的な原則とされ、判例や学説の蓄積も豊富である。しかし、その意義や限界については、十分に解明され尽くされていない点もある。株主平等原則について、抽象的に、または具体例を挙げて、一歩掘り下げて検討することも考えられる。

株式会社は、株主の氏名や住所等を記載した株主名簿の作成を義務付けられている。株主名簿の法的効果や基準日制度のほか、株主名簿上の名義株主と実質株主が一致しない場合をめぐる法律問題などを取り上げることも考えられる。いわゆる名義株における株主の認定や、カストディアンの名義で保有されている株式について実質株主が会社に対して株主としての権利を行使することができるか、その場合の範囲なども議論されている。そもそも、実質株主とは何かが大きな論点になる。出資や議決権行使の指図権など、実質株主をどのような要素によって判断するのであろうか。株式が共有や信託といった法形式で所有されている場合や振替制度を用いて所有されている場合に固有の法的問題について論じることなども考えられる。

近時、上場会社では、経営者が株主とりわけ機関投資家と建設的な対話を行うために、実質株主を把握したいというニーズが生じている。会社法改正の論点の 1 つである実質株主確認制度の導入について立法論を展開しても良い。

広く株主に関する法的論点を取り上げて、自由に、かつ、可能な限り掘り下げて株主とは何者かについて考えてほしい。

○**「自由論題」**（民法・商法、応募資格：学生限定）

応募資格：学生（＝大学の学部学生、法科大学院生）に限り、民法・商法の分野、さらには、それらにまたがる分野について、論題を自由に定めて応募することを認める。学生には、広く社会的な問題に関心を持ち、様々な社会現象を観察して法的な問題を抽出する能力、また、現在の社会状況を踏まえつつ既存の問題を新たな観点から見直す能力を養ってもらいたいと考えたためである。したがって、自由論題に関しては、検討課題が適切に設定されているか否かも評価の対象となる。大学のゼミなどを通じて勉強した課題をまとめたものでもよい。積極的な応募を期待する。

審 査 委 員

委員長　学習院大学　教　授　大　村　敦　志　　委　員　専修大学　教　授　道垣内　弘　人
委　員　学習院大学　教　授　神　作　裕　之　　委　員　東京大学　教　授　加　藤　貴　仁

審査委員から応募者への希望事項

審査委員は上記応募資格 3 グループそれぞれに対し大体次のことを希望する。
⑴〔学生〕は、講義で学んだことのほか参考文献を勉強した上で、自分なりの考え方をまとめること。
⑵〔社会人〕は、実務上の問題点などを法律的に検討し、その解決の方向を具体的に示すこと。
⑶〔研究者等〕は、学説及び判例のほか立法例なども研究した上で、できるだけ独自の見解を打ち出すこと。

学術奨励金

後記の応募資格別に審査し、各組毎の入選者に次の学術奨励金を進呈する。但し入選者の人員は適宜増減することがある。また抜群の論文に対しては特賞を設けることがある。

1　等	５０万円（１名）	2　等	３０万円（１名）
3　等	１５万円（１名）	佳　作	７万円（２名以内）

※裏面に続く

「みずほ学術振興財団」は、元日本興業銀行総裁 故河上弘一氏を記念して、1957年に「河上記念財団」として設立され、2013年 4 月に公益財団法人に移行いたしました。
当財団は、青年層に対する学術研究の奨励を目的とし、研究助成金の交付、懸賞論文の募集などの事業を行っています。

応 募 要 項

1．**応募資格**　応募は個人に限るものとし、共同執筆は受け付けない。

⑴　学生……大学の学部学生、法科大学院生

⑵　社会人

⑶　研究者等……法律、政治、経済系の大学院生（法科大学院生を除く）、助手、助教、司法研修の修習生、法曹など法律を研究する方（大学講師以上は除く）

年齢制限……35歳以下（2025年９月末現在、即ち1989年10月１日以降生まれの方）

2．**原稿枚数**　Ａ４判用紙（36字×30行）**要旨１ページ、本文12ページ以上15ページ以内**（目次、注記、参考文献等を含む）

3．**締 切 日**　**2026年１月８日必着**

4．**審査決定**　2026年４月中旬。審査結果については応募者に個別に通知する。

5．**提出方法・提出先**

⑴　**フォーマットの入手**

・提出用のフォーマット⒜ ⒝を以下いずれかの方法で入手する。

⒜応募者票（EXCEL）、⒝要旨、本文用フォーマット（WORD）

→一般法人・公益法人等情報公開共同サイトの「みずほ学術振興財団」ページにアクセスしてダウンロードする。（URL：https://www.disclo-koeki.org/02b/00475/index.html）

→当財団のメールアドレス宛て（mhgaku@outlook.com）メールにて依頼する。

⑵　**⒜応募者票（EXCEL）及び ⒝要旨、本文等（WORD）２つのファイル**の提出

・⒜応募者票（EXCEL）　：応募者票下部の留意事項等に従って、基本的に全項目入力する。

・⒝要旨、本文等（WORD）　：①・②は上記⑴⒝フォーマットを使用する。

①要旨Ａ４判（36字×30行）　：１ページ（800字以内）、１行目に論題名を明記

②本文Ａ４判（36字×30行）　：②・③合わせて12ページ以上15ページ以内

③目次、注記・参考文献等Ａ４判　：目次を除き末尾に纏める

→統計、グラフ、モデル、文章などを作成、引用する場合には出所等を明記する

→①～③には一連のページ番号を付し（最大16ページ）、一つのWORDファイルとする

→③も必ずWORDファイルとすること（EXCEL表やグラフなどは張り付ける等）

・当財団メールアドレス宛てに⒜⒝ **２つのファイル**を添付してメール送信する。

→メールのタイトルは「第67回懸賞論文（法律の部）氏名」とし、⒜⒝ ２つのファイルに同じパスワードを付ける。パスワードは同じメールタイトルで、別メールとして送信する。

当財団のメールアドレス：mhgaku@outlook.com

・メール受領後、当財団から受領済みメールを返信する。

6．応募原稿は日本語によるものとし、未発表のものに限る。また、論文中（本文要旨を含む）に、応募者自身の個人情報が明らかになるような記述は厳禁とする。

7．論文は、自らが思考、データ収集、分析、検討等を行い記載するものである。したがって、ChatGPTなどの生成AIを用いる場合には、そのような作業を補助するためのみに使用すること。何らかの理由で、ChatGPTなどの生成AIを使用[*1]した場合は、使用が必要であった理由を注記し、使用して記載した文章等がわかるように明示[*2]すること。

使用[*1]：AIが生成した文章等を直接引用した場合だけでなく、文章等を組み替えた場合、表現を変更した場合、AIが生成した文章等の文意を変更しない場合、変更した場合のいずれのものも含む。

明示[*2]：明示方法を記載の上で明示する。（例：『　　』で括る、アンダーラインを引く等）

8．投稿にあたっては、著作権法等に関して問題となるおそれがないよう十分留意すること。

9．応募要項の各要件を満たさない場合は、審査の対象外となることがあるので留意すること。

10．**反社会的勢力の排除**

反社会的勢力に該当する者は、この懸賞論文に応募することはできない。応募者が反社会的勢力に該当すると判明した場合には、審査の対象外とする。

11．**そ の 他**

入選論文は印刷物、インターネット等により公開されることがある。また、その著作権は当財団に帰属する。

以上